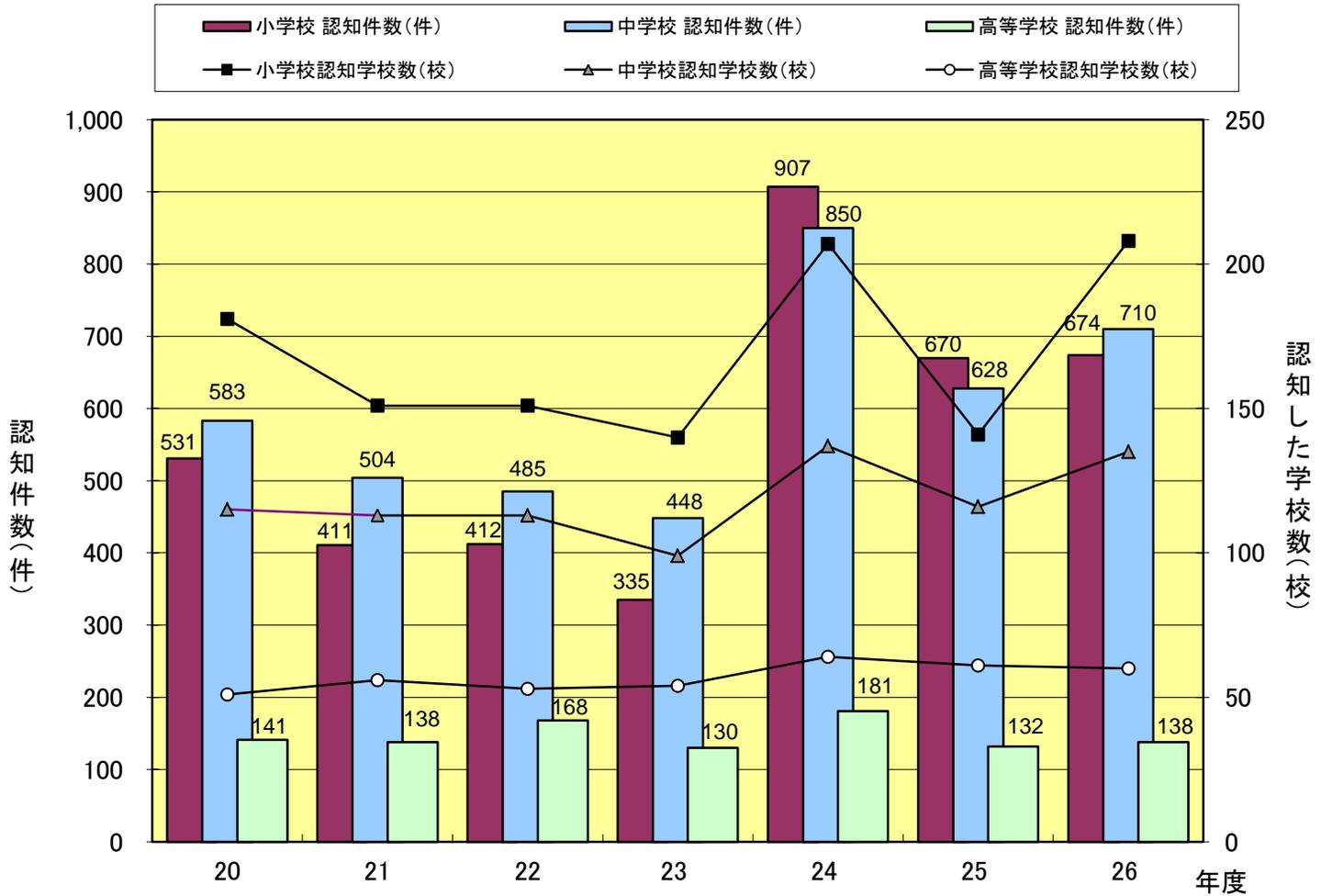


平成26年度 いじめの状況について

(県内国公立・小中高特別支援学校)

心の支援課

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移



年度		20	21	22	23	24	25	26
小学校	認知した学校数(校)	181	151	151	140	207	141	208
	認知件数(件)	531	411	412	335	907	670	674
	前年度増減(件)	▲ 107	▲ 120	1	▲ 77	572	▲ 237	4
中学校	認知した学校数(校)	115	113	113	99	137	116	135
	認知件数(件)	583	504	485	448	850	628	710
	前年度増減	▲ 192	▲ 79	▲ 19	▲ 37	402	▲ 222	82
高等学校	認知した学校数(校)	51	56	53	54	64	61	60
	認知件数(件)	141	138	168	130	181	132	138
	前年度増減(件)	▲ 24	▲ 3	30	▲ 38	51	▲ 49	6
特別支援学校	認知した学校数(校)	1	2	2	1	5	7	6
	認知件数(件)	1	2	2	1	22	25	23
	前年度増減(件)	0	1	0	▲ 1	21	3	▲ 2
合計	認知した学校数(校)	348	322	319	294	413	325	409
	認知件数(件)	1,256	1,055	1,067	914	1,960	1,455	1,545
	前年度増減(件)	▲ 323	▲ 201	12	▲ 153	1,046	▲ 505	90

(注) 1 調査名：文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。
 3 平成26年度調査対象校：県内国立・公立・私立小・中・高・特別支援学校計723校

2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳

[単位:件]

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計				
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計		
小学校	31	16	64	24	79	47	63	39	96	62	85	68	418	256	674		
中学校	180	159	134	123	57	57							371	339	710		
高等学校	65	27	18	9	12	7							95	43	138		
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	中学部	2	1	1	0	1	0							4	1	5	
	高等部	3	1	3	2	5	2							11	5	16	
合 計													900	645	1,545		

3 いじめ発見のきっかけ

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	国
本人からの訴え	181	240	50	1	472	30.6	17.3
アンケート調査などの学校の取組により発見	141	174	24	3	342	22.1	50.9
本人の保護者からの訴え	152	104	27	2	285	18.4	11.2
学級担任が発見	101	74	16	13	204	13.2	12.1
他の児童生徒からの情報	33	48	10	2	93	6.0	3.3
学級担任以外の教職員が発見	15	42	3	1	61	3.9	2.3
他の保護者からの情報	38	12	3	1	54	3.5	1.8
養護教諭が発見	5	11	3	0	19	1.2	0.4
学校以外の関係機関からの情報	7	0	0	0	7	0.5	0.2
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	3	0	0	3	0.2	0.3
地域の住民からの情報	1	1	0	0	2	0.1	0.1
その他(匿名による投書など)	0	1	2	0	3	0.2	0.1
計	674	710	138	23	1,545	100.0	100.0

4 いじめの態様 (複数回答)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	423	495	75	15	1,008	65.2	64.5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	160	111	23	9	303	19.6	22.2
仲間はずれ、集団による無視をされる。	140	121	13	1	275	17.8	19.1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	39	55	9	1	104	6.7	7.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	40	63	7	0	110	7.1	7.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	3	55	32	2	92	6.0	4.2
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	17	34	4	1	56	3.6	7.5
金品をたかられる。	4	13	13	0	30	1.9	2.1
その他	15	19	4	0	38	2.5	4.4
計	841	966	180	29	2,016	130.5	138.9

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況

区分		解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計
		率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	件数
小学校	県	84.4	12.0	2.5	1.0	674
	国	89.9	8.4	1.5	0.2	122,721
中学校	県	85.9	9.9	4.1	0.1	710
	国	86.2	11.0	2.5	0.3	52,969
高等学校	県	92.0	7.2	0.0	0.7	138
	国	87.7	7.7	2.9	1.7	11,404
特別支援学校	県	87.0	13.0	0.0	0.0	23
	国	81.4	16.3	1.6	0.7	963
合計	県	85.8	10.6	3.0	0.6	1,545
	国	88.7	9.1	1.9	0.3	188,057

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法
〔複数回答〕

〔単位：％〕

区 分		小 学 校	中 学 校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	県	98.7	96.5	85.7	75.0	95.2
	国	99.1	97.4	90.4	82.9	96.9
個別面談の実施	県	83.3	96.5	83.3	75.0	86.7
	国	85.5	93.4	81.9	69.5	86.7
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	県	88.6	96.5	5.6	60.0	75.5
	国	53.6	77.7	13.4	39.7	53.8
家庭訪問	県	60.5	72.5	19.0	40.0	56.0
	国	65.7	69.5	25.0	39.2	59.9
その他	県	6.4	4.5	3.2	5.0	5.3
	国	5.4	4.9	4.3	11.0	5.2

7 いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定および「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(平成27年10月1日時点)

〔単位：校、％〕

「学校いじめ防止基本方針」				「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」					
区分			策定済	策定に向けて検討中	区分			設置済	設置に向けて検討中
小中高特別支援学校	県	学校数(校)	702	0	小中高特別支援学校	県	学校数(校)	702	0
		割合(%)	100.0	0.0			割合(%)	100.0	0.0
	国	割合(%)	99.9	0.1		国	割合(%)	99.9	0.1

※平成27年度調査対象校：県内国立・公立・私立小・中・高・特別支援学校 702校

8 課題と今後の対応

(1) 現状

- いじめの認知件数は、前年度と比較して全体で 90 件増加した。男女とも中学校 1 年生が最も多い。
- いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」30.6%、「アンケート調査などの学校の取組により発見」22.1%、「本人の保護者からの訴え」18.4%、「学級担任が発見」13.2%の順に多い。
- いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が 65.2%と最も多い。また、いじめの現在の状況は、「解消しているもの」が 85.8%である。
- いじめの日常的な実態把握の取組として、「アンケート調査」を実施している学校は 95.2%である。「個人ノート」や「生活ノート」等を実施している学校は、75.5%である。
- 「学校いじめ防止基本方針」を策定した学校及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置した学校はいずれも 100%である。

(2) 課題

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の実効性ある対応

(3) 今後の対応

- ① いじめ防止対策推進法及び長野県いじめ防止対策推進条例に則し、県、市町村、学校、保護者、地域等が連携したいじめ問題への取組の推進
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」による組織的な対応の推進

- いじめの未然防止
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた未然防止のための多様な取組を体系的かつ計画的に推進
 - ・ 教育活動全体を通じた児童生徒理解に基づく信頼関係の構築の推進
 - ・ 「いじめは絶対に許されない」という意識を深める人権教育や道徳教育の推進
 - ・ 携帯電話やインターネット利用における情報モラル教育の推進
- いじめの早期発見と早期対応
 - ・ いじめは「どの学校、どの子にも起こり得る」という基本認識を持ち、児童生徒の気持ちに寄り添ったきめ細やかな対応の推進
 - ・ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に、早期解消に向けた迅速かつ適切な対応の推進
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実
 - ・ 「学校生活相談センター」の充実を図り、必要に応じて「子ども支援センター」との連携の推進